

10 大臣免許の申請について

(1) 概要及び注意事項

申請や届出については、「提出先」及び「申請手数料」以外は知事免許での申請と基本的に変わる点はありません（専任取引主任者の専任性確認書類等一部を除く）。ただし、免許権者が国土交通大臣であることと、他の都道府県に事務所があることで、受付後の書類の流れが少し複雑になりますので、注意してください。

提出書類	図	提出部数	提出先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許申請書（新規・更新） ・ 変更届出書 ・ 廃業等届出書 	①	正本 1 部 副本 2 部	本店（主たる事務所）が所在する都道府県の窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業保証金供託済届出書 ・ 免許証再交付・書換え交付申請書 ・ 営業保証金取戻し公告届 ・ 〃 証明願 	②	正本 1 部 副本 1 部 （返信用封筒・ 350 円切手）	国土交通省の窓口 ※大阪本店なら近畿地方整備局 ※郵送可。ただし供託済届出書など、一部郵送不可の申請等もありますので、詳細は各地方整備局に照会のこと

【申請手数料】 「免許申請書」提出時に必要

- ◎ 新規免許（免許換え新規（知事⇒大臣）を含む）申請の場合
 国税収納を取扱う金融機関にて、大阪東税務署あて登録免許税として
 90,000円を納付し、その領収書原本を免許申請書（第五面）に添付
- ◎ 更新免許申請の場合
 収入印紙33,000円（消印はしない）

(2) 書類の流れ

